

# 学校いじめ防止基本方針

ならびに

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織



令和6年4月改訂

北海道下川商業高等学校

# 学校いじめ防止基本方針

北海道下川商業高等学校

## 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)

■ 「学校いじめ防止基本方針」

(第13条) 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

■ 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

(第22条) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

「北海道いじめ防止基本方針」(平成30年2月15日改訂)

(北海道教育委員会 平成30年2月15日 教生学第893号 通知)

北海道いじめ防止基本方針の改定

北海道及び北海道教育委員会では、北海道いじめ防止基本方針(以下「道の基本方針」という。)を改定

道の基本方針は、「北海道いじめの防止等に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した。それに伴い、本校においても、学校いじめ防止基本方針の改訂を実施した。

道の基本方針の改定(令和5年3月)

(北海道教育委員会 令和5年3月31日 教生学第1397号 通知)

北海道及び北海道教育委員会では、道の基本方針を改定。

道のいじめ問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、基本方針を改定した。それに伴い、本校においても、学校いじめ防止基本方針の改訂を実施した

## 2 いじめの理解

### (1) いじめの定義（調査を行う際の判断基準）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

\*ポイント1：「いじめられた」とする生徒の気持ちを重視する。

\*ポイント2：「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

\*ポイント3：「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど。

\*ポイント4：「けんか」や「ふざけあい」などに潜む、表に現れにくい心理的な被害も見逃さない。

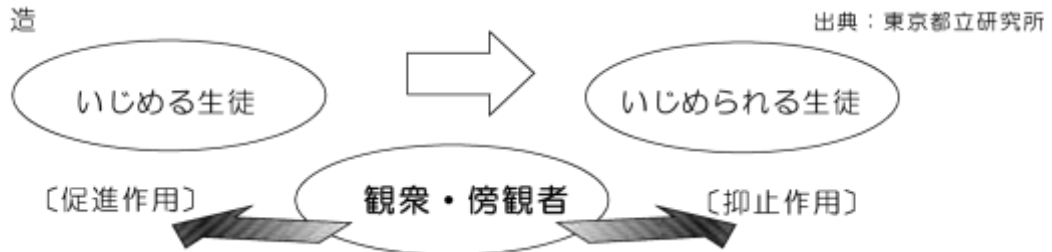
\*ポイント5：排他的感情や自己中心的感情を抱く生徒の心理状況を分析した指導

### (2) いじめに対する基本的な考え方（認識）

- ・「いじめ」は、「絶対に許されない」、「いじめる側が悪い」。
- ・「いじめ」は、「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」。
- ・「いじめ」の「未然防止は、学校・教職員の重要課題」である。

### (3) いじめの構造と動機

#### ① 構造

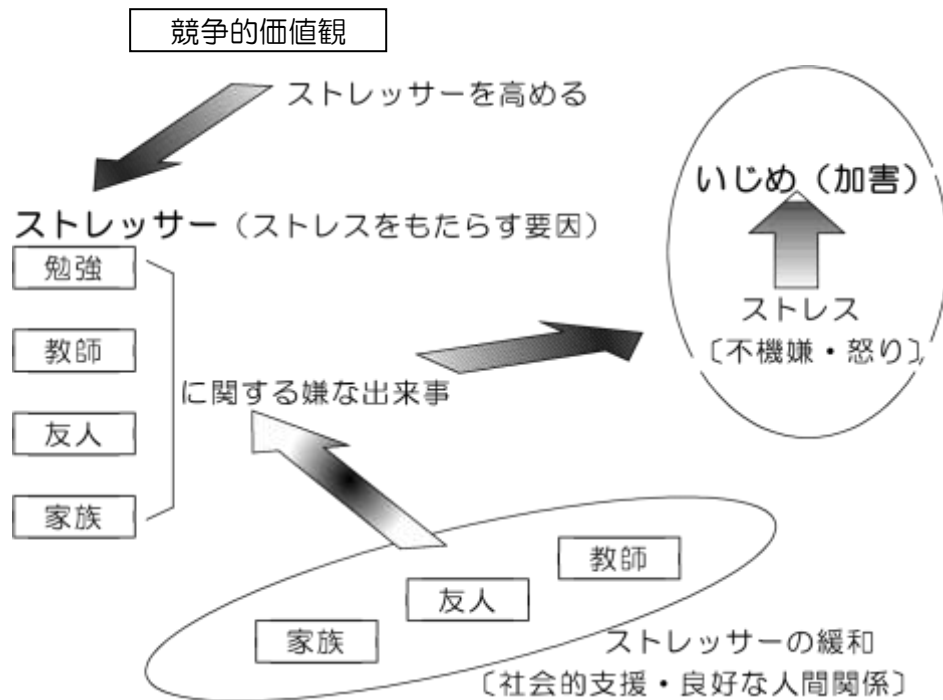


#### ② 動機

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

## 参考例：いじめの背景にあるストレス等の要因

いじめ加害に向かわせる要因の関係モデル（出典：国立教育政策研究所）



### （4）いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります

- 冷やかしゃやかいかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

### （5）いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- ① いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ② いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

- ③ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ④ いじめの衝動を発生させる原因としては、(ア)心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、(イ)②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、(ウ)ねたみや嫉妬感情、(エ)遊び感覚やふざけ意識、(オ)金銭などを得たいという意識、(カ)被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ⑤ いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。
- そのため、児童生徒の発達に段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

#### (6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

### 3 いじめ防止の指導体制 (組織的対応)

#### (1) 組織体制について

いじめ防止等における措置を実効的に行うため、教頭、生徒指導部長、各学年主任、養護教諭、教育相談、スクールカウンセラーなどによる「いじめ対策委員会」を設置して、本方針に基づく取り組みの実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。また、いじめ等が発見された時は速やかに開催し、早期対応にあたる。

#### (2) 日常の指導体制 (未然防止・早期発見)・・・別紙 1

#### (3) 重大事態・緊急事態の組織対応 (いじめを認知した場合の対応)・・・別紙 2

#### (4) 方針については、毎年度末および改定が行われた際に見直しを行う。

### 4 いじめの予防

#### (1) 学業指導の充実

- ・規範意識や帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくり

#### (2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動を通じた望ましい人間関係づくり
- ・ボランティア活動

#### (3) 教育相談の充実

- ・定期面談 (5月、7月、12月、3月)、随時面談
- ・hyper-QUの実施 (4月、9月)

#### (4) 人権教育の充実

- ・教科指導を通じた人権意識の啓発
- ・講演会

#### (5) 情報教育の充実

- ・科目「情報」におけるモラル教育

#### (6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・授業公開、行事公開、HPでの教育活動の公開

#### (7) 居場所づくり、絆づくり

- ・授業や行事におけるどの生徒も成就感を味わえる場面づくり
- ・主体的に取り組む協同的な活動を通して自己有用感を感じる集団づくり
- ・生徒個々の自尊感情を高めることのできる機会をつくる

### 5 いじめの早期発見

#### (1) いじめ発見

いじめ行為を直接発見した場合はその行為をその場で止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。

#### (2) 「いじめられている生徒」と「いじている生徒」のサインの察知・・・別紙 3、資料 3

#### (3) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置、生徒や保護者への周知

#### (4) 定期的調査の実施

- ・「いじめ」アンケート (6月、10月、随時)

#### (5) 情報共有、対応策の策定

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握、指導
- ・進級時の引継ぎ

## 6 いじめへの対応

### (1) 生徒への対応

#### ① 「いじめられている生徒」への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- 安全・安心を確保する
- 今後の対策について、ともに考える
- 暖かい人間関係をつくる
- 心のケアを図る
- 活動の場等を設定し、認め、励ます
- 継続的な指導を約束する

#### ② 「いじめている生徒」への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する
- いじめの背景や要因の理解に努める
- いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- 今後の生き方を考えさせる
- 必要がある場合は懲戒を加える

### (2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- 自分の問題として捉えさせる
- 望ましい人間関係づくりに努める
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

### (3) 保護者への対応

#### ① 「いじめられている生徒」の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- じっくりと話を聞く
- 継続的な指導を約束する
- 苦痛に対して、本気になって精一杯の理解を示す
- 親子のコミュニケーションを大切にすることの協力を求める

#### ② 「いじめている生徒」の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があるとの認識を共有する
- 生徒や保護者の心情に配慮する
- 行動が変わるためには保護者の協力が必要であることを理解してもらう

#### ③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- 慎重さも大切だが、時間をおかない
- 相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

#### (4) 関係機関との連携

- ① 教育委員会との連携
  - ・関係生徒への支援・指導や保護者への対応についての助言。
  - ・関係機関との調整。
- ② 警察との連携
  - ・心身や財産に重大な被害が疑われることがあるときは、直ちに通報し適切な援助を求める。
  - ・犯罪等の違法行為がある場合がある。
- ③ 福祉関係機関との連携
  - ・家庭での養育に関する指導・助言。
  - ・家庭での生徒の生活や環境の状況把握。
- ④ 医療機関との連携
  - ・精神保健に関する相談。
  - ・精神症状についての治療、指導・助言。

## 7 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめ

- ・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- ・特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める。
- ・掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する。

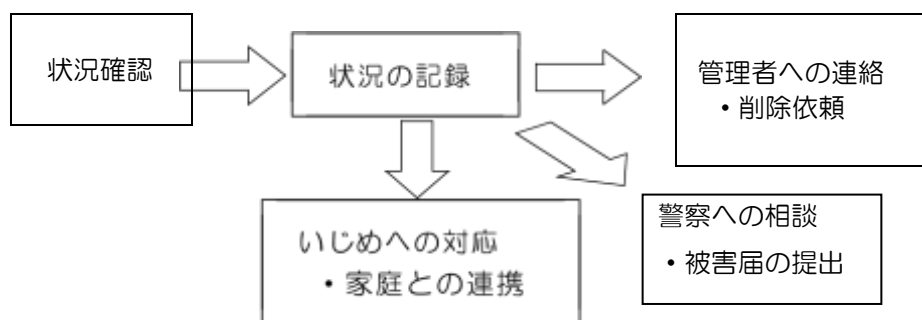
**以上の状況がいじめの起因する場合、刑法の適用になることを教職員、生徒、保護者が認識し、共有することが必要である。**

### (2) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発
  - ・フィルタリングの推進
  - ・保護者の見守り
- ② 情報教育の充実
  - 科目「情報」における情報モラル教育の充実
- ③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

### (3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
  - ・被害者からの訴え
  - ・閲覧者からの情報
  - ・ネットパトロール
- ② 不当な書き込みへの対処





## 6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは、法第 28 条に規定されているとおり、

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 などが該当する。

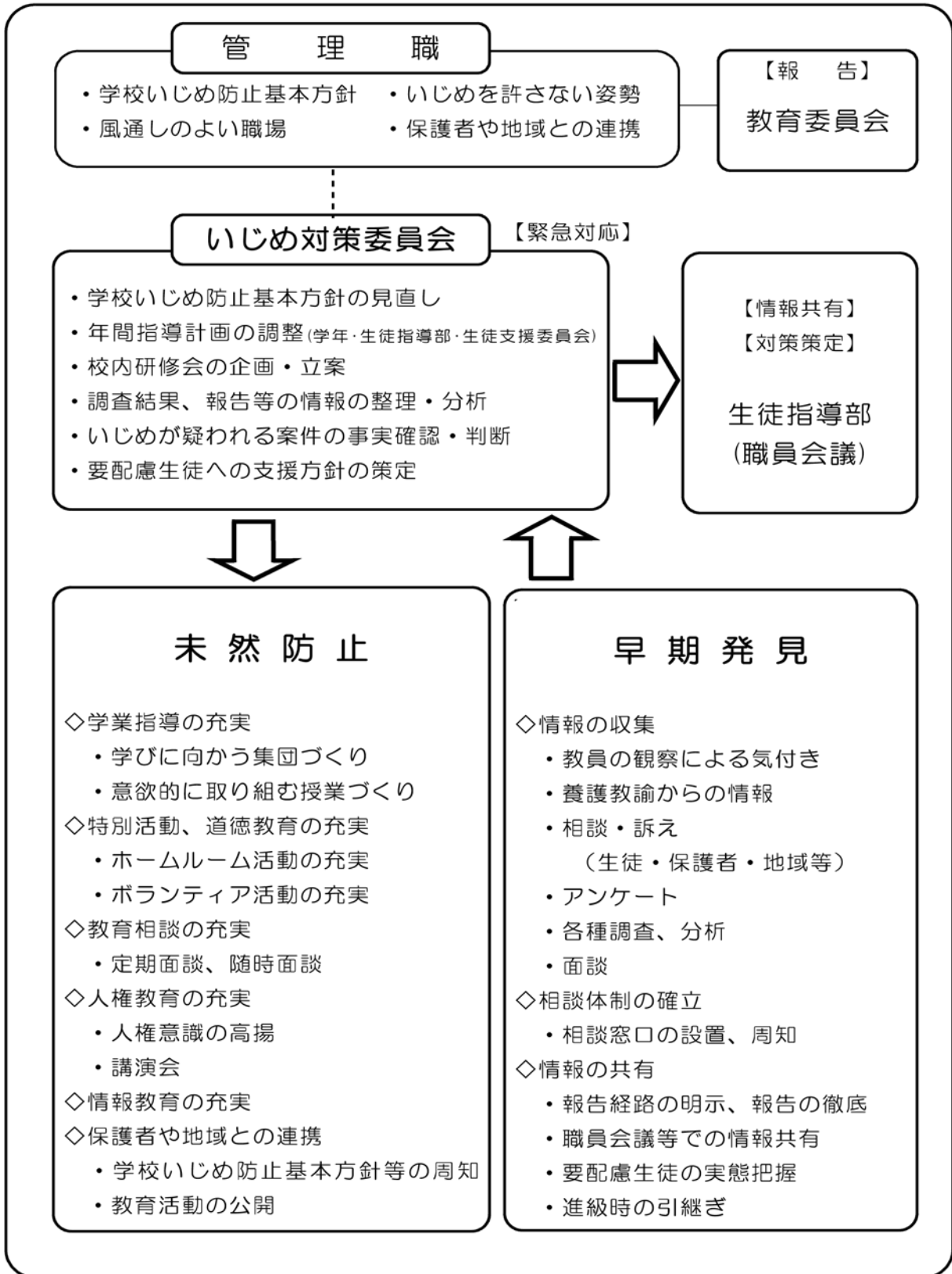
②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

- ① 道教委への報告
- ② 道教委設置の緊急調査組織の協力依頼
- ③ 管内支援チーム・関係機関への支援要請

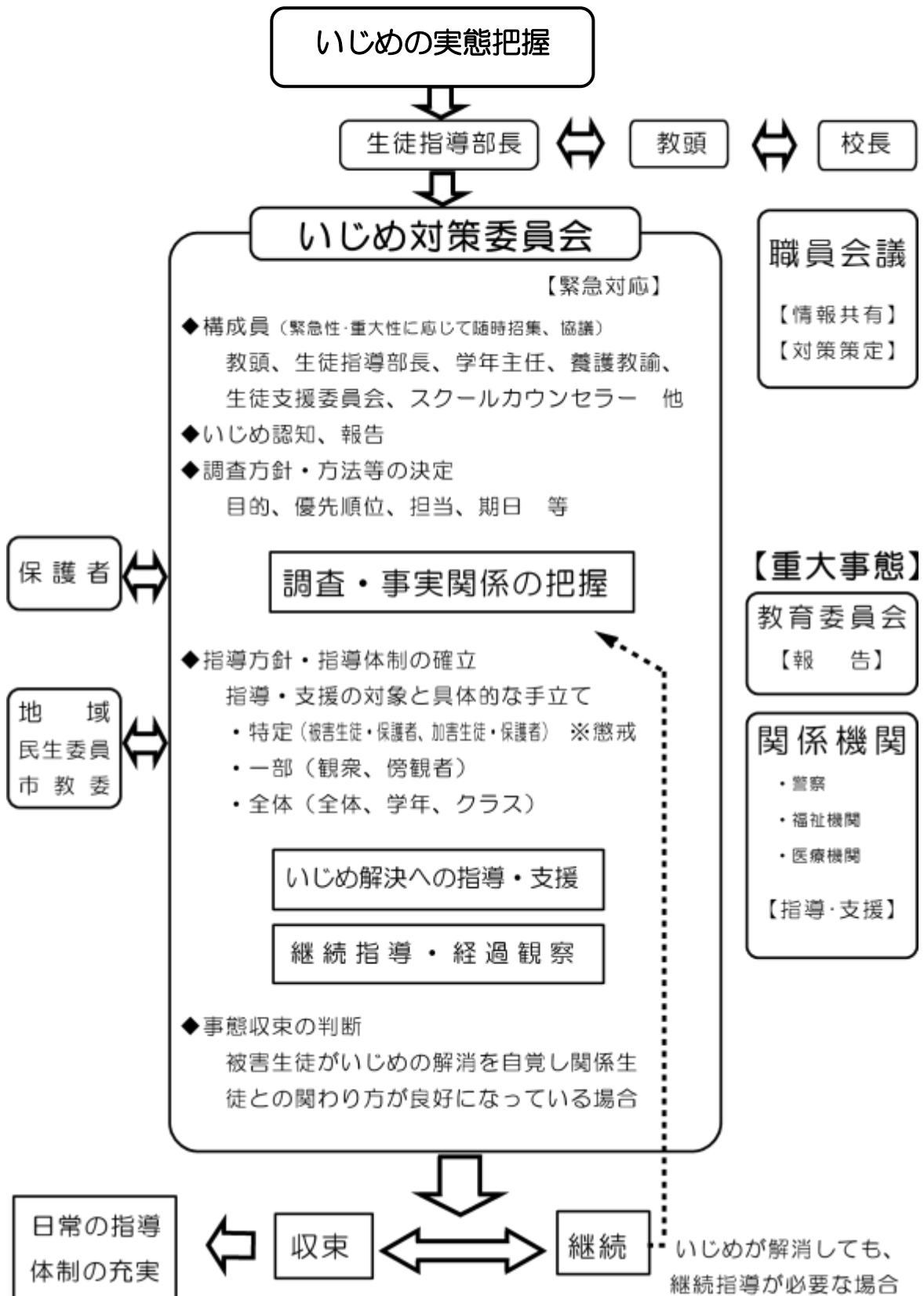
(1) 日常の指導体制（未然防止・早期発見と認知）

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



(2) 重大事態・緊急事態の組織対応 (いじめを認知した場合の対応)

重大事態・緊急事態時の組織対応



【早期発見・事案対処マニュアル】

**【いじめの把握・報告】**

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- アンケート調査や教育相談
- スクールカウンセラー
- 周囲の生徒や保護者
- 学校以外の関係機関
- 地域住民
- 学級担任
- 担任以外の教職員等

<いじめの報告>

○把握者 → (学級担任等) → 生徒指導担当者 → 教頭 → 校長

**いじめ対策委員会の開催**

**【事実確認及び指導方針の決定（いじめ対策委員会）】**

- 事実関係の把握
- いじめの認知の判断
- 指導方針や指導方法の決定
- 対応チームの編成及び役割分担
- 全教職員による共通理解
- SC や関係機関との連絡調整

**【いじめ対策委員会による対処】**

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- 周囲の生徒への指導
- 関係機関への相談（上川教育局、旭川児童相談所、警察など）
- いじめを行った生徒および保護者への指導・助言
- スクールカウンセラーの派遣要請

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめをやめさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を見につけさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題と捉え、いじめをなくすめ、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導方針及び具体的な手立て、対処の取り組みについて説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> 当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要協力に応じて今後の対応等について協力を求める。

○ いじめ対策委員会におけるいじめの解消の判断

**【再発防止にむけた取組】**

<p><b>○原因の詳細な分析</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事実の整理、指導方針の再確認</li> <li><input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用</li> </ul> <p><b>○学校体制の改善・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善</li> <li><input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化</li> <li><input type="checkbox"/> 生徒理解研修や事例研究等実践的な校内研修の実施</li> </ul>	<p><b>○教育内容及び指導方法の改善・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 生徒の居場所づくり、絆づくりなど学級経営の充実</li> <li><input type="checkbox"/> LHR、学校行事など豊かな心を育てる指導の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくりの推進</li> <li><input type="checkbox"/> 主体的に取り組む協同的な活動を通して「自己有用感」を感じ取れる場づくりの推進</li> </ul>	<p><b>○家庭、地域との連携強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開</li> <li><input type="checkbox"/> 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価</li> <li><input type="checkbox"/> PTA と協力し、豊かな心の醸成を促す取組</li> </ul>
--	---	--

資料1

## 1 「いじめられている生徒」のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。

場面	サイン
登校時 朝のSHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れて、期限に遅れる。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある。 <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない。 <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている。 <input type="checkbox"/> 一人で清掃している。
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている。

## 2 「いじめている生徒」のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

## 資料2

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる。 <input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 <input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 <input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い。
<input type="checkbox"/> 壁等にいたずら、落書きがある。 <input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

### 2 家庭でのサイン

サイン
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる。 <input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 <input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 <input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 <input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 <input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがある。 <input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる。 <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出ない。
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 <input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える。
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る。 <input type="checkbox"/> 成績が下がる。
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 <input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする。 <input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる。 <input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる。

## いじめ発見・見守りチェックリスト

記入者 \_\_\_\_\_ (記入日 月 日)

次の項目に該当する生徒がいる場合は、し点を入れてください。

**【日常の行動や様子等】**

- 遅刻・欠席・早退が増えた。
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。
- 教職員のそばにいたがる。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。
- 交友関係が変わった。
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。
- 視線をそらし合わそうとしない。
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。
- 体に擦り傷やあざができていることがある。
- けがをしている理由を曖昧にする。

**【授業や昼食の様子】**

- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。

**【清掃や放課後の様子】**

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。
- 一人で下校することが多い。
- 人で部活動の準備や後片付けをしている。
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。
- 部活動の話口題を避ける。

## 資料4

## 学校いじめ防止プログラム（令和6年度）

月	実施内容等	場 面	対 象	主 管
4月	基本方針の確認と共通理解 いじめ対策会議 ハイパーQU①	職員会議 生徒指導部会 各HR	教職員 教職員 生徒	教頭 生徒指導部 生徒指導部
5月	教育相談週間①（全教員）	放課後	生徒	生徒指導部
6月	第1回いじめアンケート	各HR	生徒	生徒指導部
7月	教育相談週間②（担任）	放課後	生徒	生徒指導部
8月	ネット・スマホ利用モラル教室	ネット・スマホ安全教室	全校生徒	
9月	ハイパーQU② 校内研修	各HR	生徒	生徒指導部
10月	教育相談週間③（全教員） 校内研修	放課後	生徒	生徒指導部
11月				
12月	第2回いじめアンケート 教育相談週間④（担任） 「学校いじめ防止基本方針」に関するアンケート	各HR 放課後 アンケート用紙	生徒 生徒 保護者・生徒	生徒指導部 生徒指導部 教頭
1月	3年間を振り返って	HR	3年生	学年
2月				
3月	1年間を振り返って	各HR	1-2年生	学年